

# 長崎県身体障害児者施設協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、長崎県身体障害児者施設協議会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は長崎市茂里町3番24号、長崎県社会福祉協議会内におく。

(事務の委託)

第3条 本会の事務は、事務委託契約により長崎県社会福祉協議会に委託する。

2 本会の事務処理については、別に定めるもののほか、長崎県社会福祉協議会に準ずるものとする。

(目 的)

第4条 本会は施設相互の発展と円滑な運営を期するため、相互連携と協調を図り、効果的な活動を推進することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は次の事業を行う。

- (1)施設運営に関する調査研究
- (2)施設相互の連絡調整
- (3)施設従事者の研鑽
- (4)関係機関との提携、協調
- (5)その他本会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第6条 本会は長崎県内の身体障害児者関係の福祉施設及び事業所をもって組織する。

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)監 事 2名

2 会長、副会長及び監事は施設代表者会において互選する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長が指名した副会長がその仕事を代行する。
- (3)監事は本会の会計仕事を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を防げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 1 0 条 会議は役員会及び施設代表者会とする。

2 会議は会長が招集し、議長となる。

3 会議は定員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会)

第 1 1 条 役員会において審議すべき事項は次のとおりとする。

(1)業務執行に関する事項

(2)施設代表者会に附議すべき事項

(3)その他必要な事項

(施設代表者会)

第 1 2 条 施設代表者会は年1回以上開催する。ただし、会長が必要を認める場合臨時に招集することができる。

2 施設代表者会に附議すべき事項は次のとおりとする。

(1)事業計画・予算に関すること

(2)事業報告・決算に関すること

(3)規約及び規程の制定及び改廃に関すること

(4)その他、本会の運営に関する必要な事項

(分科会)

第 1 3 条 本会の業務の円滑な運営を図るため施設代表者会の同意を得て分科会をおくことができる。

(経 費)

第 1 4 条 本会の経費は次の各号に掲げるものをもってあてる。

(1)会 費

(2)寄付金

(3)その他の収入

2 会費の額は施設代表者会の議決を経て定める。

(会計年度)

第 1 5 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第 1 6 条 この規約のほか本会運営に関し必要な事項は会長が別にこれを定める。

(附 則)

1 本規約は昭和55年4月14日から施行する。

2 本規約は平成21年5月20日一部改正し、平成21年4月1日から施行する。